個人情報の取り扱いに関する通知書（例）

有关个人信息处理的通知书（例）

本邦では訪日外国人による医療費の未払いを抑止するため、保険医療機関で未払いを発生させた訪日外国人受診者が、本邦へ再び入国しようとする際に厳格な入国審査を実施しています。
本国为遏制访日外国人的医疗费未支付问题，对于在保险医疗机构发生过未支付问题的访日外国人就诊者，在其试图再次进入本国时实施严格的入境审查。

そのため、日本にお住まいでない患者様で、かつ日本の公的保険に加入されていない患者様の個人情報は、今般の診療に係る医療費をお支払いいただけない場合には、厚生労働省、出入国在留管理庁、その他患者様の本邦への入国に係る業務に従事する官公署に提供することがあります。

因此，对于居住地在日本以外且未加入日本公共保险的患者，无法支付本次诊疗相关的医疗费时，院方有可能将患者的个人信息提供给厚生劳动省、出入国在留管理厅、其他从事患者进入日本相关业务的行政机关。

提供される個人情報は下記の通りです。一部の情報をパスポートより取得しますので、診療を開始する前にパスポートの提示をお願いいたします。

院方将提供给上述机关的个人信息如下。部分信息需经由护照获得，因此诊疗开始前请出示您的护照。

* 氏名、国籍、性別、生年月日
姓名、国籍、性别、出生年月日
* パスポート番号
护照号码
* 医療費を請求した年月日
医疗费请款日期
* 不払いになっている医療費の情報（金額、請求回数、滞納期間）
未支付的医疗费的信息（金额、请款次数、滞纳期间）

提供された個人情報は、医療機関において厳重に管理され、未収金を発生させた場合のみ、厚生労働省を通して、出入国在留管理庁に提供され、今後の入国審査において活用されます。なお、入国審査以外の目的で個人情報が使用されることはありません。
患方提供的个人信息在医疗机构受到严密保管，仅在发生未收到应收款项时，通过厚生劳动省提交至出入国在留管理厅，用于今后的入境审查。此外，不会将您的个人信息用于入境审查以外的用途。